

議案第53号

海部地方消防通信指令事務協議会の設置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、平成25年4月1日から津島市、愛西市、蟹江町、海部東部消防組合及び海部南部消防組合は、共同して消防通信指令事務を管理し、及び執行するため、海部地方消防通信指令事務協議会規約を別紙のとおり制定し、海部地方消防通信指令事務協議会を設置することについて関係地方公共団体と協議したいので、同法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求める。

平成24年12月3日提出

愛西市長 八木 忠 男

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法第252条の2第1項の規定により、海部地方消防通信指令事務協議会規約を制定し、海部地方消防通信指令事務協議会を設置することについて協議するため必要があるからである。

海部地方消防通信指令事務協議会規約

(協議会の目的)

第1条 この協議会は、海部地方における複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、住民の期待と信頼に応え得る消防サービスの高度化を図るため、消防通信指令施設において行う消防通信指令に関する事務を共同して管理及び執行することを目的とする。

(協議会等の名称)

第2条 この協議会は、海部地方消防通信指令事務協議会（以下「協議会」という。）という。

2 消防通信指令施設は、海部地方消防指令センター（以下「指令センター」という。）という。

(協議会を設ける市町及び一部事務組合)

第3条 協議会は、津島市、愛西市、蟹江町、海部東部消防組合及び海部南部消防組合（以下「関係団体」という。）が、これを設ける。

(協議会の担任する事務)

第4条 協議会は、関係団体の区域における災害通報の受信、出動指令、通信統制及び情報の収集伝達等の事務を管理し、及び執行する。

(協議会の事務所)

第5条 協議会の事務所は、弥富市神戸三丁目25番地指令センター内に置く。

(協議会の組織)

第6条 協議会は、会長、副会長及び委員3人（以下「委員等」という。）をもって組織する。

(会長及び副会長)

第7条 会長及び副会長は、関係団体の長が協議により定めた関係団体の消防長の職にある者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

4 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第8条 委員は、会長及び副会長を除く関係団体の消防長の職にある者をもって充てる。

2 委員は、非常勤とする。

(職員)

第9条 協議会の担任する事務に従事する職員（以下「職員」という。）の定数及びその関係団体別配分については、関係団体の消防長が協議により、これを定める。

2 関係団体の消防長は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれの関係団体の消防職員のうちから選任するものとする。

3 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、当該職員の関係団体の消防長をして、これを解任させることができる。

(事務処理のための組織)

第10条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を経て、協議会が担任する事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

(会議)

第11条 会議は、協議会が担任する事務の基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第12条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、2名以上の委員等から付議すべき事項を示して会議の招集の請求があったときは、会議を招集しなければならない。

3 会議の招集は、会議の場所、日時及び付議事項をあらかじめ委員等に通知しなければならない。

(会議の運営)

第13条 会議は、委員等の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事は、議長を除き出席した委員等の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

4 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。
(事務の管理及び執行)

第14条 協議会がその事務を管理し、及び執行する場合は、当該事務に関する海部南部消防組合の条例及び条例に基づく規則等（以下「条例等」という。）を関係団体の当該事務に関する規定等とみなして、当該事務をその定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

2 海部南部消防組合は、協議会の事務に関する同組合の条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、他の関係団体と協議するものとする。

3 海部南部消防組合は、前項の条例等が制定され、又は改廃されたときは速やかに他の関係団体の長及び会長に通知するものとする。

(経費の支弁の方法)

第15条 協議会の担任する事務に要する費用は、関係団体が負担するものとし、その出納事務は海部南部消防組合が行う。

2 前項の規定により関係団体が負担すべき額は、別に定める負担割合による。

3 関係団体は、前項の規定による負担金を海部南部消防組合の特別会計に納付しなければならない。

(財産の取得、管理及び処分の方法)

第16条 協議会の担任する事務の用に供する財産は、関係団体が協議してそれぞれ取得し、若しくは設置し、又は処分するものとし、その管理は、協議会が行う。

2 協議会は、前項の財産の管理を行う場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(その他の財務に関する事項)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の財務に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。

(協議会解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合における協議会の担任する事務の承継については、関係団体の長が協議して定める。

(協議会の規程)

第19条 協議会は、この規約に定めるもののほか、協議会の担任する事務その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。